

## 第 259 回千葉県個人情報保護審議会 会議録

### 1 会議の日時

平成 28 年 6 月 28 日（火）午後 2 時から午後 2 時 20 分

### 2 場所

千葉県庁中庁舎 1 階 情報公開・個人情報センター委員会室

### 3 出席者の氏名

#### (1) 審議会委員

石井 徹哉 委員、海野 朋子 委員、土屋 俊 委員（会長）、  
中曽根 玲子 委員、永嶋 久美子 委員、藤岡 園子 委員、

#### (2) 事務局

総務部市町村課 舘野 昭彦 課長  
行政班 千村 寧 行政班長、東柳 光海 副主査  
島津 奈身 主事

### 4 調査審議手続き

公開（傍聴者なし）

### 5 議 題

#### (1) 議題

本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について（がん登録等の推進に関する法律）

#### (2) 報告

①本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について（不当景品類及び不当表示防止法）

②平成 27 年度本人確認情報の利用状況について

### 6 議事の概要

土屋 会 長：議事録署名人を永嶋委員にお願いする。

この審議内容について、公開で行うことが妥当であると考えられるが、公開としてよろしいか。

（各委員会から異議なし）

土屋 会 長：異議がないということで本会議は公開とする。

本日の会議では、本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正についての検討と、同じく「住民基本台帳法に基づく本人確認情報

の利用及び提供に関する条例」の改正に関する報告及び平成 27 年度本人確認情報の利用状況についての報告の 3 件を行う。

最初に、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について、事務局の方から説明をお願いする。

事務局：(資料 「議題 本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について」(がん登録法)を説明)

土屋会長：ただいまの説明に関し、質問等はあるか。

石井委員：条例のどこに、どのように追加する予定か。

事務局：建制順となっているため、条例別表第 1 に新たに十二の二として追加する予定である。

石井委員：文言はどのように考えているか。

事務局：『がん登録等の推進に関する法律第八条の審査及び整理、同法第十条第二項の調査又は同法第十三条第二項の調査に関する事務のうち規則で定めるもの』とする予定である。

石井委員：規則はどのようにするのか。

事務局：条例制定後改めて、県民からの意見募集を行い制定する予定である。

土屋会長：操作者については、増えるのか。

事務局：既に条例に規定している「地域がん登録」の事務と同じ担当者が行うと聞いているので、操作者は増えない予定である。

土屋会長：国からの調査依頼があるとのことだが、具体的にはどのような調査依頼があるのか。

事務局：がん登録法第 10 条に基づく調査依頼は、都道府県間の住所異動があった場合に患者を同定するために行う調査である。また第 13 条に基づく調査依頼は、市町村から死亡者情報票が提出され、照合されるが、その際に必要な場合に調査依頼がある。

土屋会長：利用件数の見込みがあるがその根拠はあるのか。

事務局：病院等から届け出られる情報は年間数万件規模で見込まれるが、その内住民異動がある件数として見込んだ数である。また、国からの調査依頼については、国からの見込み件数を担当課から確認したものである。

土屋会長：では、答申を検討する。答申の事務局案について、意見はあるか。

(各委員会から意見なし)

土屋会長：特に意見がなければ、これを元にして答申を作るということにさせていただきます。

次に「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正に関する報告について、お願いします。

事務局：(資料「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(案)について(景品表示法)」を説明)

土屋会長：ただいまの説明について御質問等あるか。

(各委員会から意見なし)

土屋会長：ないようなので次の報告に移る。平成27年度本人確認情報の利用状況について、お願いします。

事務局：(資料「住基ネットによる本人確認情報の利用及び提供の状況について」を説明)

土屋会長：ただいまの説明について御質問等あるか。

土屋会長：条例別表第1に基づく事務が7千件程度減少している理由は、法別表第5の事務に移ったとの説明だったが、すべてそれで言えるのか。

事務局：条例別表第1に基づく事務の内、第1号から第3号の事務は法定事務となった。第1号は法定事務になったことにより条例での利用が1万4千件ほど減っている。第3号事務は増加しているが、平成25年度の利用が100件程度で平成26年度、平成27年度と増加傾向にあったことから、制度の周知が進んだものと考えている。

土屋会長：他に御意見等あるか。ないようであれば以上で第259回千葉県個人情報保護審議会を終了する。

(閉会)